(127)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(128)から(131)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(128)に掲げる地点と(131)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(132)から(140)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(132)に掲げる地点と(140)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(141)から(144)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(141)に掲げる地点と(144)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(145)から(169)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(145)に掲げる地点と(169)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(170)から(261)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(170)に掲げる地点と(261)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(262)から(266)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(262)に掲げる地点と(266)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域」を加え、同号(1)から(9)までを次のように改める。

(1)　飾磨西防波堤東灯台（北緯三四度四五分四三秒東経一三四度三八分五八秒）から一七六度四五分三、三六〇メートルの地点

(2)　鞍掛島灯台（北緯三四度四一分一〇秒東経一三四度三八分一四秒）から一四度一五分三、二八〇メートルの地点

(3)　上島灯台（北緯三四度四一分一三秒東経一三四度四二分五一秒）から一七九度一五分二、二五〇メートルの地点

(4)　東播磨港別府西防波堤灯台（北緯三四度四一分五四秒東経一三四度四九分五四秒）から二二八度三〇分三、六六〇メートルの地点

(5)　東播磨港別府西防波堤灯台から二一六度三〇分三、七九〇メートルの地点

(6)　上島灯台から一七七度四五分二、九五〇メートルの地点

(7)　淡路山田港西防波堤灯台（北緯三四度二七分一秒東経一三四度四八分一秒）から二九八度一四、八二〇メートルの地点

(8)　淡路室津港西防波堤灯台（北緯三四度三一分三一秒東経一三四度五二分四一秒）から三三四度一五分六、四一〇メートルの地点

(9)　林崎港五号防波堤灯台（北緯三四度三八分三八秒東経一三四度五七分五九秒）から二一三度三〇分四、〇二〇メートルの地点

別表第五第三号中(10)から(22)までを削り、同号(23)中「江埼灯台」の下に「（北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三六秒）」を加え、同号中(23)を(10)とし、(24)を(11)とし、同号(25)中「平磯灯標」の下に「（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）」を加え、同号中(25)を(12)とし、(26)から(30)までを(13)から(17)までとし、同号(31)中「神戸第七防波堤西灯台」の下に「（北緯三四度四〇分八秒東経一三五度一五分一四秒）」を加え、同号中(31)を(18)とし、(32)から(34)までを(19)から(21)までとし、同号(35)中「西宮防波堤西灯台」の下に「（北緯三四度四〇分四〇秒東経一三五度一八分四八秒）」を加え、同号中(35)を(22)とし、(36)から(39)までを(23)から(26)までとし、同号に次のように加える。

(27)　西宮防波堤東灯台（北緯三四度四〇分二一秒東経一三五度二一分三五秒）から二二八度一五分二、一四〇メートルの地点

(28)　西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、一二〇メートルの地点

(29)　堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三四度三六分一八秒東経一三五度二三分一七秒）から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点

(30)　堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点

(31)　堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点

(32)　堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点

(33)　堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点

(34)　堺浜寺北防波堤灯台（北緯三四度三三分二九秒東経一三五度二四分三四秒）から二七〇度四五分一一、二〇〇メートルの地点

(35)　堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二二〇メートルの地点

(36)　堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点

(37)　泉北大津南防波堤灯台（北緯三四度三一分四八秒東経一三五度二二分五一秒）から二九〇度一五分七、五四〇メートルの地点

(38)　汐見公園三角点（北緯三四度三〇分四二秒東経一三五度二二分四六秒）から二八八度三〇分一、九九〇メートルの地点

(39)　汐見公園三角点から二七八度三〇分二、〇七〇メートルの地点

(40)　泉北大津南防波堤灯台から二八八度四五分八、〇五〇メートルの地点

(41)　堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、九六〇メートルの地点

(42)　亀ケ崎三角点（北緯三四度一七分三三秒東経一三五度一分一四秒）から三五六度一五分六、七八〇メートルの地点

(43)　友ケ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒）から三二四度一五分二、一二〇メートルの地点

(44)　友ケ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点

(45)　生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分）から一四三度四五分五、二八〇メートルの地点

(46)　田倉埼灯台（北緯三四度一五分五四秒東経一三五度三分四二秒）から一六八度四、五二〇メートルの地点

(47)　和歌山青岸北防波堤灯台（北緯三四度一三分一秒東経一三五度七分四〇秒）から二六四度一五分四、七八〇メートルの地点

(48)　生石鼻灯台から一五一度四五分六、四二〇メートルの地点

(49)　日ノ岬三角点（北緯三三度五三分六秒東経一三五度三分四八秒）から二五七度四五分一〇、二五〇メートルの地点

(50)　伊島灯台（北緯三三度五〇分四一秒東経一三四度四八分五三秒）から七九度四五分一一、六九〇メートルの地点

(51)　沼島三角点（北緯三四度九分三五秒東経一三四度四九分一秒）から二一六度一五分九、三四〇メートルの地点

(52)　徳島津田外防波堤東灯台（北緯三四度二分四七秒東経一三四度三六分三三秒）から九一度八八〇メートルの地点

(53)　徳島津田外防波堤東灯台から四六度九六〇メートルの地点

(54)　沼島三角点から二二〇度三〇分九、一一〇メートルの地点

(55)　鳴門飛島灯台（北緯三四度一三分五五秒東経一三四度三八分五五秒）から一五一度三〇分二、六〇〇メートルの地点

(56)　鳴門飛島灯台から七四度四五分一、一五〇メートルの地点

(57)　孫埼灯台（北緯三四度一四分二一秒東経一三四度三八分三六秒）から二四度一五分五〇〇メートルの地点

(58)　孫埼灯台から三一八度一、三七〇メートルの地点

(59)　大角鼻灯台（北緯三四度二六分東経一三四度二〇分一五秒）から一六六度三〇分四、四一〇メートルの地点

(60)　地蔵埼灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点

(61)　地蔵埼灯台から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点

(62)　大角鼻灯台から一六五度四五分二、九九〇メートルの地点

(63)　讃岐水ノ子礁灯標（北緯三四度二九分四九秒東経一三四度二四分三五秒）から一〇三度四五分一一、八一〇メートルの地点